

岡山盛り上げよう会賛助会 規約・会則

- 1、 本会の正式名称は、「岡山盛り上げよう会賛助会」とする。略称は「もりサポ」とする。
- 2、 本会の設立日は、2016年1月6日とする。
- 3、 本会の会員は、岡山盛り上げよう会の活動を賛助する個人とする。
- 4、 本会の目的は、岡山盛り上げよう会の理念に基づく活動や事業企画等の実現を支援することである。
- 5、 入会は当該「規約・会則」を熟読しまた理解したうえで、「規約・会則」の署名欄に署名したものを、岡山盛り上げよう会に提出し、岡山盛り上げよう会正会員によって受理されなければならない。
- 6、 入会時および入会后、会員は以下に定める会費を継続して納入しなければならない。
賛助会員 5,000円/年
- 7、 本会員は、議決権を有しない。
- 8、 本会員は、以下の権利を有する。
 - ・各種イベントへの参加（受動的参加）
 - ・他おかもり会関連権利の行使（岡山盛り上げよう会正会員総会および臨時総会による承認が必要）
 - ・イベント開催時の別件告知掲載（岡山盛り上げよう会正会員プロジェクトチームによる承認が必要）
- 9、 本会員は、岡山盛り上げよう会が主催・共催・協賛するイベントにおいて収益が上がる場合、個別に岡山盛り上げよう会正会員と協議の上、収益の一部を岡山盛り上げよう会に寄付する事とする。事前の取り決めがなされない場合省略できるが、その場合は売上金額の10%を寄付する事とする。
- 10、 退会は、書面および電子書面（メール等）により、その意思を岡山盛り上げよう会正会員に伝えることで退会できる。
但し、年会費を滞納している場合は、全額を納付をしない限り退会出来ない事とする。また、退会の際、支払い済みの会費はいかなる場合も返金出来ない事とする。
- 11、 退会後は、全ての権利は行使できないこととし、また、会員時に知りえた情報を、岡山盛り上げよう会正会員の許可なく他人に流布したり、また、その情報を元に活動は出来ない事とする。

附 則

- 1、 会員は、岡山盛り上げよう会の体面を重んじ友情に厚いこと。
- 2、 この規約は、2016年1月6日から実施する。

岡山盛り上げよう会 代表者

佐藤 正彦

〒700-0961 岡山県岡山市北区北長瀬本町 20-22

TEL 050-5583-5704

上記規約に同意し入会いたします。

年 月 日

署名（賛助会員）

上記の者の入会を許可いたします。

年 月 日

署名（岡山盛り上げよう会）